

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第152号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 「庶務係長  
計理係長」 を削り、同条第2項中「ほか」の右に「、総務課

に庶務係長及び計理係長」を加え、同条第4項中「寮長補佐」の右に「、担当課長補佐又は担当係長」を加える。

第5条児童相談所の款相談課の項第5号を削り、同項第6号中「法」を「児童福祉法（以下「法」という。）」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から同項第11号までを1号ずつ繰り上げ、同款支援課の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法による児童デイサービス及び児童短期入所に関すること。

第6条第9項第3号中「第11号」を「第10号」に改め、同項第4号中「項」の右に「第1号、第2号及び第4号」を加える。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)